

○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）（第一条関係）	1
○	自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（抄）（第二条関係）	17
○	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第二十条関係）	23
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十一条関係）	24
○	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（抄）（附則第二十二條關係）	25
○	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）（附則第二十三條關係）	26
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十五條關係）	28
○	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）（附則第二十六條關係）	29
○	独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）（抄）（附則第二十七條關係）	30
○	自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第二十八條關係）	31
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第二十九條關係）	32
○	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（附則第三十條關係）	33
○	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）（附則第三十一條關係）	34

改正案	現行
<p>（新規登録の申請） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第七十一条の二第一項に規定する構造等に関する事項をいう。）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものをいう。第九十四条の五第七項において同じ。）保安基準適合証</p> <p>四（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（自動車登録番号標の封印等） 第十一条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条（次項第三号及び第三項を除く。）において同じ。）又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受け</p>	<p>（新規登録の申請） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第七項において同じ。）保安基準適合証</p> <p>四（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（自動車登録番号標の封印等） 第十一条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条において同じ。）又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下この条において「封印取</p>

た者（以下この条において「封印取付受託者」という。）の行う封印の取付けを受けなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標又は封印の取り外しは、国土交通大臣又は封印取付受託者が行うものとする。

一 自動車登録番号標が滅失し、毀損し、又は第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたとき。

二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別が困難となつたとき。

三 次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めるとき。

3 国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があつたときは、これを認めるものとする。

4 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又は毀損したとき（次項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。）は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

5・6 (略)

(自動車登録番号標の表示の義務)

第十九条 自動車は、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査)

付受託者」という。）の行う封印の取付けを受けなければならない。

2 前項の規定は、自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標又は封印の取り外しは、国土交通大臣又は封印取付受託者が行うものとする。

(新設)

3 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又はき損したとき（次項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。）は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

4・5 (略)

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

第二十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に關

する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査（以下この条において「確認調査」という。）を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2 機構は、確認調査を行ったときは、遅滞なく、当該確認調査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、機構が天災その他の事由により確認調査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、確認調査を自らも行うこととすることができる。

4 国土交通大臣が前項の規定により確認調査を行うこととし、又は同項の規定により行つている確認調査を行わないこととする場合における確認調査の引継ぎに関する所要の事項は、国土交通省令で定める。

（臨時運行許可番号標表示等の義務）

第三十六条 臨時運行の許可に係る自動車は、次に掲げる要件を満たさなければ、これを運行の用に供してはならない。

一 臨時運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該臨時運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

二 臨時運行許可証を備え付けていること。

（回送運行の許可）

第三十六条の二 自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受けたものが、その業務として回送する自動車（以下「回送自動車」という。）で、次に掲げる要件を満たすものを、当該許可の有効期間内に、当該回送運行許可証に記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項

（新設）

（臨時運行許可番号標表示等の義務）

第三十六条 臨時運行の許可に係る自動車は、国土交通省令で定めるところにより臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければ、これを運行の用に供してはならない。

（回送運行の許可）

第三十六条の二 自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受けたものが、その業務として回送する自動車（以下「回送自動車」という。）で、国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、こ

の規定は、当該自動車について適用しない。

一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

二 回送運行許可証を備え付けていること。

2 (略)

3 第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 前項の条件は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

5 (略)

6 回送運行許可証には、交付年月日及び第一項の許可の有効期間の満了の日、回送の目的並びに当該回送運行許可証に係る回送運行許可番号標の番号を記載しなければならない。

(削る)

7 第一項の許可を受けた者は、当該許可の有効期間が満了したとき又は次項の規定により許可を取り消されたときは現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、同項の規定による命令を受けたときはその命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から五日以内（同項の規定により許可を取り消されたとき又は同項の規定による命令を受けたときにあつては、その通知を受けてから五日以内）に、それぞれ地方運輸局長に返納しなければならない。

8 地方運輸局長は、次に掲げる場合においては、第一項の許可を受けた者に対し交付を受けている回送運行許可証等の全部若しくは一部の返納を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

れに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

4 回送運行許可証には、その有効期間、回送の目的及び当該回送運行許可証に係る回送運行許可番号標の番号を記載しなければならない。

5 回送運行許可証の有効期間は、一年を超えてはならない。

6 第一項の許可を受けた者は、回送運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から三日以内に、当該回送運行許可証及びこれに係る回送運行許可番号標を地方運輸局長に返納しなければならない。

7 地方運輸局長は、次に掲げる場合においては、第一項の許可を受けた者に対し現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下「交付を受けている回送運行許可証

一・二 (略)

三 第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
(削る)

9 地方運輸局長は、前項の規定による命令を受けた者に対しては、六月以内の期間を定めて、回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与を行わないことができる。

10 地方運輸局長は、第八項の規定により許可を取り消された者に対しては、その取消の日から二年を経過する日までの間は、新たな第一項の許可を行わないものとする。

(改善措置の勧告等)
第六十三条の二 (略)

2～5 (略)

6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置が保安基準に適合していないおその原因が設計又は製作の過程にあるかどうかの技術的な検証を機構に行わせるものとする。

7 機構は、前項の技術的な検証を行ったときは、遅滞なく、当該技術的な検証の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

等」という。)の全部若しくは一部の返納を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 回送運行許可証に記載された有効期間外に回送自動車を運行の用に供したとき。

四 正当な理由がないのに、前項の規定に違反したとき。

8 第一項の許可を受けた者は、前項の規定による命令を受けたときはその命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、同項の規定により許可を取り消されたときは交付を受けている回送運行許可証等の全部を、それぞれ、その通知を受けてから三日以内に地方運輸局長に返納しなければならない。

9 地方運輸局長は、第七項の規定による命令を受けた者に対しては、六月以内の期間を定めて、回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与を行わないことができる。

10 地方運輸局長は、第七項の規定により許可を取り消された者に対しては、その取消の日から二年を経過する日までの間は、新たな第一項の許可を行わないものとする。

(改善措置の勧告等)
第六十三条の二 (略)

2～5 (略)

6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置が保安基準に適合していないおその原因が設計又は製作の過程にあるかどうかの技術的な検証を独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)に行わせるものとする。

7 研究所は、前項の技術的な検証を行ったときは、遅滞なく、当該技術的な検証の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 (略)

2・4 (略)

5 国土交通大臣は、第三項の規定による指示を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために、第一項又は第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を機構に行わせるものとする。

6 機構は、前項の技術的な検証を行ったときは、遅滞なく、当該技術的な検証の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

(報告及び検査)

第六十三条の四 国土交通大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車を製作し、若しくは輸入した自動車製作者等(当該基準不適合自動車の装置(後付装置を除く。以下この項において同じ。))のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認められるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。)若しくは基準不適合特定後付装置を製作し、若しくは輸入した装置製作者等又は前条第一項の規定による届出をした自動車製作者等(当該届出に係る自動車の装置のうち、保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認められるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。)若しくは同条第二項の規定による届出をした装置製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等若しくは装置製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第六十四条 国土交通大臣は、前条第一項の規定によりその職員が立入

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 (略)

2・4 (略)

5 国土交通大臣は、第三項の規定による指示を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために、第一項又は第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を研究所に行わせるものとする。

6 研究所は、前項の技術的な検証を行ったときは、遅滞なく、当該技術的な検証の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

(報告及び検査)

第六十三条の四 国土交通大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車を製作し、若しくは輸入した自動車製作者等若しくは基準不適合特定後付装置を製作し、若しくは輸入した装置製作者等又は前条第一項の規定による届出をした自動車製作者等若しくは同条第二項の規定による届出をした装置製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等若しくは装置製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第六十四条 国土交通大臣は、前条第一項の規定によりその職員が立入

検査を行う場合には、第六十三条の二第六項又は第六十三条の三第五項の規定による技術的な検証のために必要な調査を機構に行わせることができる。

2 機構は、前項の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

(車両番号標の表示の義務等)

第七十三条 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該車両番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 (略)

(道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査(以下「基準適合性審査」という。)を機構に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りでない。

2 機構は、基準適合性審査を行ったときは、遅滞なく、当該基準適合性審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、機構が天災その他の事由により基準適合性審査を円滑に処理することが困難となった場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自ら行うこととすることができる。この場合において、国土交通大臣は、機構の設備を、基準適合性審査のた

検査を行う場合には、第六十三条の二第六項又は第六十三条の三第五項の規定による技術的な検証のために必要な調査を研究所に行わせることができる。

2 研究所は、前項の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。

(車両番号標の表示の義務等)

第七十三条 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、国土交通省令で定める位置に第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を見やすいように表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 (略)

(自動車検査独立行政法人の審査)

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査(以下「基準適合性審査」という。)を自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りでない。

2 検査法人は基準適合性審査を行ったときは、遅滞なく、当該基準適合性審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により基準適合性審査を円滑に処理することが困難となった場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自ら行うこととすることができる。この場合において、国土交通大臣は、検査法人の設備を、基準適合性

め必要な限度において、無償で使用することができる。

4・5 (略)

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の三 (略)

2・5 (略)

6 国土交通大臣は、第三項の規定により軽自動車の検査事務を行うこととするときは、軽自動車^が保安基準に適合するかどうかの審査を機^構に行わせることができる。

7 機^構は、前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章(第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十一条の二第二項、第七十四条から第七十五条の三まで及び第七十五条の五を除く。)の規定を適用する場合には、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

(自動車の指定)

第七十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の指定は、申請に係る自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、当該自動車が均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部(同項に規定する特定共通構造部をいう。)の当該指定に係る構造、装置及び性能並びに第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

審査のため必要な限度において、無償で使用することができる。

4・5 (略)

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の三 (略)

2・5 (略)

6 国土交通大臣は、第三項の規定により軽自動車の検査事務を行うこととするときは、軽自動車^が保安基準に適合するかどうかの審査を機^構に行わせることができる。

7 機^構は、前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章(第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十一条の二第二項、第七十四条から第七十五条の二まで及び第七十五条の四を除く。)の規定を適用する場合には、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

(自動車の指定)

第七十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の指定は、申請に係る自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、当該自動車が均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

4
8
(略)

(共通構造部の指定)

第七十五条の二 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、車枠又は車体及びその他の第四十一条各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であつて、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの(以下この項及び第四項において「共通構造部」という。)
のうち、当該共通構造部により当該共通構造部を有する自動車の第四十条第八号に掲げる事項が特定されることとなるもの(以下「特定共通構造部」という。)をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される特定共通構造部について、外国において当該特定共通構造部を製作することを業とする者又はその者から当該特定共通構造部を購入する契約を締結している者であつて当該特定共通構造部を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る特定共通構造部の当該申請に係る構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、当該特定共通構造部が均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

4 国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された共通構造部について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

5 前項の規定によるほか、国土交通大臣は、指定外国共通構造部製作者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定共通構造部の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この

4
8
(略)

(新設)

項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国共通構造部製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国共通構造部製作者等が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定(第一項の指定に係る部分に限る。)に違反したとき

二 国土交通大臣が第一条の目的を達成するため必要があると認めて指定外国共通構造部製作者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 国土交通大臣が第一条の目的を達成するため特に必要があると認め、又はその型式について指定を受けた特定共通構造部の所在する場所又はその職員に指定外国共通構造部製作者等の事務所その他の事業場又はその型式について指定を受けた特定共通構造部の所在する場所と認める場所において当該特定共通構造部、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

6 指定共通構造部のうち国土交通省令で定めるものは、国土交通省令で定めるところによりその型式について外国が行う第一項の指定に相当する認定その他の証明を受けた場合には、前条第三項後段の規定の適用については、第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部とみなす。

(装置の指定)

第七十五条の三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の指定は、当該特定装置を取り付けることができる自動車又は指定共通構造部の範囲を限定して行うことができる。

5・6 (略)

7 特定装置のうち国土交通省令で定めるものは、国土交通省令で定めるところによりその型式について外国が行う第一項の指定に相当する

(装置の指定)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の指定は、当該特定装置を取り付けることができる自動車の範囲を限定して行うことができる。

5・6 (略)

7 特定装置のうち国土交通省令で定めるものは、国土交通省令で定めるところによりその型式について外国が行う第一項の指定に相当する

認定その他の証明を受けた場合には、第七十五条第三項後段及び前条第三項後段の規定の適用については、第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置とみなす。

(特定共通構造部及び特定装置の表示)

第七十五条の四 第七十五条の二第一項又は前条第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた特定共通構造部又は特定装置につき、国土交通省令で定めるところにより、第七十五条の二第一項又は前条第一項の指定を受けたものであることを示す国土交通省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、特定共通構造部又は特定装置に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 特定共通構造部又は特定装置を輸入することを業とする者は、第一項の規定により表示が付されている場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定共通構造部又は特定装置を輸入したときは、これを譲渡する時までその表示を除去しなければならない。

1 (型式についての指定に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)

第七十五条の五 国土交通大臣は、第七十五条第一項に規定する自動車の型式についての指定、第七十五条の二第一項に規定する特定共通構造部の型式についての指定及び第七十五条の三第一項に規定する特定装置の型式についての指定に関する事務のうち、当該自動車及び当該特定共通構造部の構造、装置及び性能並びに当該特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査を機構に行わせるものとする。

2 機構は、前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

認定その他の証明を受けた場合には、前条第三項後段の規定の適用については、第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置とみなす。

(特定装置の表示)

第七十五条の三 前条第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた特定装置につき、国土交通省令で定めるところにより、同項の指定を受けたものであることを示す国土交通省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、特定装置に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 特定装置を輸入することを業とする者は、第一項の規定により表示が付されている場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定装置を輸入したときは、これを譲渡する時までその表示を除去しなければならない。

(独立行政法人交通安全環境研究所の審査)

第七十五条の四 国土交通大臣は、第七十五条第一項に規定する自動車の型式についての指定及び第七十五条の二第一項に規定する特定装置の型式についての指定に関する事務のうち、当該自動車の構造、装置及び性能並びに当該特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査を研究所に行わせるものとする。

2 研究所は、前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第七十六条 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の様式及び再交付の手続、自動車検査証返納証明書の様式、第七十三条第一項の車両番号標に関する事項、第七十五条第一項の指定の手続、同条第四項の検査の基準、同項の完成検査終了証の様式、第七十五条の二第一項の指定の手続、第七十五条の三第一項の指定の手続その他この章に規定する道路運送車両の検査の実施細目は、国土交通省令で定める。

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 (略)

2～6 (略)

7 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車等又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書(同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。)とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8～12 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第一百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一～八 (略)

(国土交通省令への委任)

第七十六条 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の様式及び再交付の手続、自動車検査証返納証明書の様式、第七十三条第一項の車両番号標に関する事項、第七十五条第一項の指定の手続、同条第四項の検査の基準、同項の完成検査終了証の様式、第七十五条の二第一項の指定の手続その他この章に規定する道路運送車両の検査の実施細目は、国土交通省令で定める。

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 (略)

2～6 (略)

7 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書(同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。)とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8～12 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第一百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一～八 (略)

九 第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

十 第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

十一 十六 (略)

十二 四 (略)

2 前項第十号に掲げる者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、自動車検査証の交付に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に、基準適合性審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならぬ。

2 機構は、前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより当該行政庁に通知しなければならない。

(手数料の納付)

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならぬ。

一 十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 前項第十号に掲げる者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、自動車検査証の交付に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に、基準適合性審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならぬ。

(新設)

九 第七十五条の二第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

十 十五 (略)

十二 四 (略)

2 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならぬ。

2 検査法人は、前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより当該行政庁に通知しなければならない。

(手数料の納付)

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならぬ。

一 十二 (略)

十三 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者

十四 (略)

2 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならぬ。

3| 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者は、実費（第七十五条の五第一項の審査に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、当該審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

4| 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び第二項の手数料並びに前項に規定する者の同項の手数料の納付は、機構及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしななければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十三号まで若しくは前項の申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

5| 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号又は第三項の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。

6| (略)

7| 第二項及び第三項の手数料で機構に納められたものは、機構の収入とする。

(聴聞の特例)
第百三条 (略)

2 当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十六条の二第八項（許可の取消しの場合に限る。）、第五十三条、第七十五条第七項若しくは第八項、第七十五条の二第四項若しくは第五項、第七十五条の三第五項

(新設)

3| 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十四号までに掲げる者の前二項の手数料の納付は、検査法人及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしななければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十四号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

4| 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。

5| (略)

6| 第二項の手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とする。

(聴聞の特例)
第百三条 (略)

2 当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十六条の二第七項（許可の取消しの場合に限る。）、第五十三条、第七十五条第七項若しくは第八項、第七十五条の二第五項若しくは第六項、第九十三条、第九十四

若しくは第六項、第九十三条、第九十四条第四項、第九十四条の四第四項又は第九十四条の八第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

(事務の区分)

第百五条の二 第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第三十四條第二項及び第三十五條第四項（これらの規定を第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第五項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十五條第六項、第三十六條、第三十六條の二第七項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第五十四條の二第七項、第五十八條第一項、第六十九條第二項又は第九十九條の二の規定に違反した者

二・三 (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第四項若しくは第六項、第十九條、第二十条第四項、第五十四條の二第四項、第六十三條第六項、第七十

条第四項、第九十四条の四第四項又は第九十四条の八第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

(事務の区分)

第百五条の二 第十一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四條第二項及び第三十五條第四項（これらの規定を第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第四項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十五條第六項、第三十六條、第三十六條の二第六項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第三十六條の二第八項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第五十四條の二第七項、第五十八條第一項、第六十九條第二項又は第九十九條の二の規定に違反した者

二・三 (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項若しくは第五項、第十九條、第二十条第四項、第五十四條の二第四項、第六十三條第六項、第七十

三条第一項（第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第三項の規定に違反した者

二〇十一（略）

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十三条、第五十条、第六十三条第二項（第七十一条第七項において準用する場合を含む。）、第六十六条第五項、第六十七条第一項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）、第七十五条の四第二項若しくは第三項、第七十六条の六第二項、第八十九条第二項（第九十四条の九において準用する場合を含む。）、第九十一条第一項から第三項まで、第九十四条第三項、第九十四条の四第一項、第九十四条の六、第九十六条、第九十七条の三第一項又は第九十九条において準用する第四十条から第四十二条までの規定に違反した者

二〇十（略）

三条第一項（第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第三項の規定に違反した者

二〇十一（略）

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十三条、第五十条、第六十三条第二項（第七十一条第七項において準用する場合を含む。）、第六十六条第五項、第六十七条第一項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第二項若しくは第三項、第七十六条の六第二項、第八十九条第二項（第九十四条の九において準用する場合を含む。）、第九十一条第一項から第三項まで、第九十四条第三項、第九十四条の四第一項、第九十四条の六、第九十六条、第九十七条の三第一項又は第九十九条において準用する第四十条から第四十二条までの規定に違反した者

二〇十（略）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人自動車技術総合機構法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人自動車技術総合機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人自動車技術総合機構とする。</p> <p>（機構の目的） 第三条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）は、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）が同法第四十六条に規定する保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標管理法） 第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。</p>	<p style="text-align: center;">自動車検査独立行政法人法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、自動車検査独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、自動車検査独立行政法人とする。</p> <p>（検査法人の目的） 第三条 自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）は、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の検査に関する事務のうち、自動車（同法第四十六条に規定する保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>（中期目標管理法） 第三条の二 検査法人は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。</p>

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第五条第二項及び道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第号）附則第十二条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二条第一号に掲げる業務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づき行うものに限る。）第十二条第二号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

3・4 (略)

(役員の欠格条項の特例)

(事務所)

第四条 検査法人は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 検査法人の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、検査法人に追加して出資することができる。

3 検査法人は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)

第六条 検査法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 検査法人に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して検査法人の業務を掌理する。

(新設)

2・3 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条又は独立行政法人自動車技術総合機構法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 自動車、共通構造部（道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。）及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。

二 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。

三 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。

四 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

第九条 (略)

2 検査法人の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条又は自動車検査独立行政法人法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 検査法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 検査法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十二条 検査法人は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 自動車保安基準に適合するかどうかの審査（道路運送車両法第七十五条の四第一項に基づくものを除く。）を行うこと。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 五 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(事務規程)

第十三条 機構は、前条第一号に掲げる業務（以下「審査事務」という。）の開始前に、審査事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(設備の維持)

第十四条 機構は、審査事務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）を行う事務所ごとに、国土交通省令で定める基準に適合する設備を備え、かつ、これを当該基準に適合するように維持しなければならない。

(審査事務等を実施する者)

第十五条 機構は、審査事務及び第十二条第二号に掲げる業務を行うときは、国土交通省令で定める資格を有する者を実施させなければならない。

(区分経理)

第十五条の二 機構は、第十二条第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理

- (新設)
二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(事務規程)

第十三条 検査法人は、前条第一号に掲げる業務（以下「審査事務」という。）の開始前に、審査事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(設備の維持)

第十四条 検査法人は、審査事務を行う事務所ごとに、国土交通省令で定める基準に適合する設備を備え、かつ、これを当該基準に適合するように維持しなければならない。

(審査事務等を実施する者)

第十五条 検査法人は、審査事務を行うときは、国土交通省令で定める資格を有する者を実施させなければならない。

(新設)

(積立金の処分)

第十六条 検査法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による

を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

(報告及び検査)

第十七条 国土交通大臣は、第十二条第一号及び第二号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

第二十条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 検査法人は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

(報告及び検査)

第十七条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、検査法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、検査法人の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第十八条 検査法人に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

第二十条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした検査法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

した機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一〇三 (略)

した検査法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一〇三 (略)

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
(略)	独立行政法人自動車技術総合機構	(略)	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）
(略)	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）	(略)	自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）
(削る)		(削る)	独立行政法人交通安全環境研究所
(略)		(略)	独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）
名称	根拠法	名称	根拠法

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
	<p> 第十一條第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第三十四條第二項及び第三十五條第四項（これらの規定を第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務 </p>		<p> 第十一條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四條第二項及び第三十五條第四項（これらの規定を第七十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務 </p>

○ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百一条第一項（第五号、第六号及び第九号を除く。）及び第三項の規定により手数料を納付するとき。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第二百二条第四項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が定める。</p>	<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百一条第一項（第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第二百二条第三項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。</p>

改正案	現行
<p>（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）</p> <p>第九条 道路運送車両法第四条、第三十四条第一項、<u>第三十六条の第二</u>五項、<u>第六十条第一項</u>、<u>第六十二条第二項</u>（<u>第六十三条第三項及び第六十七條第四項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第六十七條第一項</u>（使用者の変更に係る部分に限る。）、<u>第七十一条第四項若しくは第九十七條の三又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第九十二条の二第三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第五項までにおいて同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。ただし、道路運送車両法第九十四条の五第八項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において同法第六十二条第二項に規定する処分を受けようとするとき、又は総合特別区域法第二十二條の二第三項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもつて、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。</u></p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示又はその写しの提出がないときは、第一項の処分をしないものとする。道路運送車両法第五十八條第一項に規定する検査対象外軽自動車以外の自動車について、その提示又は提出があつた自動車損害賠償責任保険証明書又はその写しに記載された保険期間が、当該自動車検査証に記入すべき有効期間又は臨時運行の許可の有効期間若しくは回送運行の許可の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。</p>	<p>（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）</p> <p>第九条 道路運送車両法第四条、第三十四条第一項、<u>第三十六条の第二</u>三項、<u>第六十条第一項</u>、<u>第六十二条第二項</u>（<u>第六十三条第三項及び第六十七條第四項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第六十七條第一項</u>（使用者の変更に係る部分に限る。）、<u>第七十一条第四項若しくは第九十七條の三又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第九十二条の二第三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第五項までにおいて同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。ただし、道路運送車両法第九十四条の五第八項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において同法第六十二条第二項に規定する処分を受けようとするとき、又は総合特別区域法第二十二條の二第三項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもつて、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。</u></p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示又はその写しの提出がないときは、第一項の処分をしないものとする。道路運送車両法第五十八條第一項に規定する検査対象外軽自動車以外の自動車について、その提示又は提出があつた自動車損害賠償責任保険証明書又はその写しに記載された保険期間が、当該自動車検査証に記入すべき有効期間又は臨時運行の許可の有効期間若しくは回送運行許可証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。</p>

6
～
8

(略)

6
～
8

(略)

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案						現行					
別表第二（第二百二十四条の三関係）						別表第二（第二百二十四条の三関係）					
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（削る）	（削る）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）	（略）	（略）	独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）	（略）	（略）	自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定原動機の型式指定） 第六条（略） 2～6（略） 7 道路運送車両法第七十五条の三第一項に規定する特定装置のうち主務省令で定めるものは、同項の規定によりその型式について指定を受けた場合には、第十条第一項の規定の適用については、型式指定特定原動機とみなす。</p>	<p>（特定原動機の型式指定） 第六条（略） 2～6（略） 7 道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する特定装置のうち主務省令で定めるものは、同項の規定によりその型式について指定を受けた場合には、第十条第一項の規定の適用については、型式指定特定原動機とみなす。</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）（抄）（附則第二十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当に ついて国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法 律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとさ れる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手 当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行 政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した 者にあつては国立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究 所を退職した者にあつては国立研究開発法人建築研究所の、独立行政 法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人自動車 技術総合機構の、独立行政法人海上技術安全研究所を退職した者に あつては国立研究開発法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空 港技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人港湾空港技術 研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては国立 研究開発法人電子航法研究所の、独立行政法人海技大学校及び独立行 政法人海員学校を退職した者にあつては独立行政法人海技教育機構の 、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海 訓練所の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあつては独立行政 法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省 各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当に ついて国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法 律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとさ れる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手 当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行 政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した 者にあつては国立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究 所を退職した者にあつては国立研究開発法人建築研究所の、独立行政 法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人交通安 全環境研究所の、独立行政法人海上技術安全研究所を退職した者に あつては国立研究開発法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空 港技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人港湾空港技術 研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては国立 研究開発法人電子航法研究所の、独立行政法人海技大学校及び独立行 政法人海員学校を退職した者にあつては独立行政法人海技教育機構の 、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海 訓練所の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあつては独立行政 法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省 各庁の長等とみなす。</p>

○ 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第二十八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 施行日の前日に検査法人（以下「施行日前の検査法人」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の検査法人の職員となり、かつ、引き続き施行日後の検査法人（独立行政法人自動車技術総合機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の検査法人の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の検査法人を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>4（略）</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の検査法人を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人自動車技術総合機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 施行日の前日に検査法人（以下「施行日前の検査法人」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の検査法人の職員となり、かつ、引き続き施行日後の検査法人の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の検査法人の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の検査法人を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>4（略）</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の検査法人を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の検査法人の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第二百十三条（略） 2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ（略） ロ 道路運送車両法第百二条第四項ただし書の規定による手数料 ハ（略） ニ 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十二年法律第二百十八号）第十六条第三項の規定による納付金 ホ・ト（略） 二 歳出 イ・ロ（略） ハ 独立行政法人自動車技術総合機構に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ニ・ト（略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第二百十三条（略） 2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ（略） ロ 道路運送車両法第百二条第三項ただし書の規定による手数料 ハ（略） ニ 独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十六条第三項の規定による納付金 ホ・ト（略） 二 歳出 イ・ロ（略） ハ 独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ニ・ト（略）</p>

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一〇三三三（略） 三十四 削除 三五〇三七（略） 三十八 独立行政法人自動車技術総合機構 三十九（略）	別表第一（第二条関係） 一〇三三三（略） 三十四 独立行政法人交通安全環境研究所 三五〇三七（略） 三十八（新設） 三十九（略）

改 正 案		現 行	
第百条第二項	(略)	(略)	(略)
第一条の目的を達成するため特に必要があると認め	第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務	総合特別区域法第二十二條の二の規定の施行に必	総合特別区域法第二十二條の二の規定の施行に必
<p>22 道路運送車両法の特例 第二十二條の二（略） 22 道路運送車両法第七十八條第二項から第四項まで及び第八十條第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一條第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九條、第九十四條の三、第九十四條の五第六項、第九十四條の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四條の八、第九十四條の十、第百條並びに第百三條の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>			
<p>22 道路運送車両法の特例 第二十二條の二（略） 22 道路運送車両法第七十八條第二項から第四項まで及び第八十條第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一條第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九條、第九十四條の三、第九十四條の五第六項、第九十四條の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四條の八、第九十四條の十、第百條並びに第百三條の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>			

13 ～ 19 (略)			
	(略)	(略)	めるときは、前項各号に掲げる者
	(略)	(略)	要な限度において、前項第十三号に掲げる者

13 ～ 19 (略)			
	(略)	(略)	めるときは、前項各号に掲げる者
	(略)	(略)	要な限度において、前項第十二号に掲げる者